

(敬称略)

2026 年 7 月 27 日

府中市環境審議会委員 各位

府中市環境審議会委員 松壽孝樹

第 3 次府中市環境基本計画見直しに係る項目追加の提案について

標記について下記のとおり提案します。各委員の皆様ご審議よろしく申し上げます。

記

府中市環境政策課は『府中の環境―平成 15 年度事業報告書―』19 頁「(3)光害の現状」で以下のとおり述べている。

「光害については、都市化の進展と交通網の発達による屋外照明の増加や過剰な照明により、夜空が明るくなり星が見えにくくなったり、人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物に悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策の省エネルギーの観点からも対応が求められています。

そのため、防犯面や安全面について配慮しながら、照明設備の整備の際は光害の対策を進めるとともに、光害に配慮した照明設備の管理が必要となっています。

市では、現在、対策等は進んでいませんが、関係部署と連携し照明機器の設置状況や周辺への影響などを調査し、その結果をもとに良好な照明環境の保全に関する指針を作成し、市の施設や施設整備に反映するとともに、光害に関する啓発と速やかな対応に努めるなど対策を推進していく予定です」

上記の記述が変わることなく最近の『府中の環境―事業報告書―』まで続き、同課が光害対策を一日も早く実施したいとの思いが伝わってくる。しかし、同課が平成 15 年度から 20 有余年もの間毎年、「推進していく予定です」と公表しているが実現されていない。このことから、環境政策課職員のみなさんを応援する気持ちを込めて次のとおり提案する。

〈 提 案 〉

- 1 市(各行政委員会等を含む)は設置・管理する公共施設や道路照明等の整備及び修繕・維持・管理にあたり、上方への漏れ光の抑制、照射方向の適正化、必要最小限の明るさの確保、色温度への配慮、点灯時間の見直し等光害の防止に配慮した照明設備を導入すること。
- 2 現在すでに設置されている市(各行政委員会等を含む)が設置・管理する公共施設や道路照明等について、上方への漏れ光の状況、照射方向、必要最小限の明るさ、色温度、点灯時間等について光害の防止に配慮した照明設備か否かを調査すること。
- 3 市は市民及び事業者に対して、屋外照明や看板照明の適切な点灯時間の管理や不要時の消灯等について市報・ホームページへの掲載、講習会等により普及啓発を行い、地域における良好な照明環境の保全及び省エネルギーに取り組むこと。
- 4 市は職員のうち公共施設や道路照明等の設置・維持管理に従事する者へ光害対策の研修を年1回実施すること。
- 5 市は良好な照明環境の保全に関する指針を作成すること。
- 6 上記1から4については2026(令和8)年度から実施すること※。市報への光害防止啓発記事は最低年1回行うこと。
- 7 上記5については2027(令和9)年度に作成すること※。

【2026(令和8)年度から実施する理由】

※ 先述のとおり環境政策課は、『府中の環境 一年度事業報告書一』において平成15年度から20有余年もの間毎年、「推進していく予定です」と市民に公表してきた。実施年を規定しなければいつ着手するかわからない組織の現状である。原因と思われることは本提案の末尾に示す。また、市民に期待ばかりを持たせ結果として市民を欺いているに等しい状況である。

提案1は選定する機器の仕様の問題である。提案2は環境政策課が各所管課へ調査を依頼するものであり、環境政策課職員が個々の照明設備を調査するものではない。提案3は市報・ホームページへの掲載では歳出予算は不要であり、講習会については職員が講師の場合、講師謝礼予算の措置は不要である。提案4は提案1・2の実施にあたり各所管課職員が「良好な光環境」の形成に資する光害を生じない機器の選定等に必要な知識を獲得するために速やかな実施が求められるものである。

以下では、光害対策の提案について次の項目に分けて説明する。

「1 目的」「2 対象とする照明」「3 対象とする者」「4 背景」「5 光環境の動向」「6 屋外照明による環境影響」「7 国の施策」「8 先進自治体の施策(例)」「9 ヒアリングの結果」「10 光害研究の知見」「11 情報公開等請求の結果」「12 防犯対策との関係」「13 道路交通対策との関係」「【付言】」を順次述べる。

1 目的

光害を抑制し、屋外における「良好な光環境」の形成を目的に、照明による人や動植物、夜空の明るさなどに及ぼす影響を防止することである。なお、道路交通や防犯上の安全性の確保等については、それぞれの規定・指針等を適用するものである。

光害についてわかりやすい例で重ねて述べると、ヒトについては睡眠等の健康に、動物については生物多様性に、植物については農作物の収量に影響を与えるものである。

用語説明

(1) 光害

「良好な光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれらによる悪影響のことである。

(2) 良好な光環境

地域の社会的状況や生態系・夜空を含む自然環境特性を踏まえ、適切な照明により社会の安全性・効率性・快適性や良好な景観を確保しながら、省エネルギーの実現や自然環境への影響を最小化する十分な配慮がなされた光環境のことである。

イメージ

(1) 環境省『光害対策ガイドライン』(令和3年3月改訂版)1頁「図1 良好な光環境が阻害されている地域イメージ(左)と形成された地域イメージ(右)」を参照のこと。

(2) 環境省『同』(令和3年3月改訂版)10頁「図4 屋外照明による障害となる光のイメージ」を参照のこと。

(3) 環境省『同』(令和3年3月改訂版)34頁「図18 配光の例(左から順に漏れ光が多い例)」を参照のこと。

(4) 環境省『同』(令和3年3月改訂版)34頁「図19 看板の漏れ光(左:漏れ光が抑制されていない例 右:漏れ光が抑制されている例)」を参照のこと。

(出典 環境省『光害対策ガイドライン』令和3年3月改訂版)

2 対象とする照明

屋外を照射する全ての照明を対象とする。

(例示)

- ・道路照明灯、防犯灯、街路灯
- ・屋外広告物照明(広告物に付帯・内蔵された照明、映像表示装置(デジタルサイネージ等)等)

- ・屋外設置物照明（自動販売機、移動式看板等）
- ・屋外展示物照明（自動車販売店の屋外展示場、住宅展示場等）
- ・屋外スポーツ施設照明
- ・屋外作業場の照明
- ・景観照明（サーチライト、ライトアップ、イベント等で一時的に使用される照明を含む）

（出典 環境省『光害対策ガイドライン』令和３年３月改訂版）

3 対象とする者

全ての者を対象とする。

（例示）

- ・地方公共団体の担当者
- ・まちづくりや地域開発に係る開発事業者
- ・屋外照明を整備する施設整備者・設計者・管理者
- ・道路照明灯、防犯灯、街路灯などを自主的に整備する地域の自治会や商業組合等

（出典 環境省『光害対策ガイドライン』令和３年３月改訂版）

4 背景

環境省は1998年に屋外照明の適正化等により、良好な光環境の形成を図り地球温暖化防止に資することを目的に「光害対策ガイドライン」を策定した。また、光害防止に対する社会的要請の高まりを受け、2006年「光害対策ガイドライン改訂版」を作成した。近年、国際的にも光害対策が進んでいる。切替えが急速に進んでいるLED照明は適切に使うことでより良好な光環境を形成することができるとともに、省エネルギー効果が高いことから、地球温暖化対策の観点からも持続性を高める要素となる。一方、これまでの照明とは異なる特徴があることから、光害防止のため導入の際には留意が必要な状況にある。これらを踏まえ、良好な光環境の形成を推進するため、光害の防止対策等について見直しを行い、2021年に光害対策ガイドラインを改訂した。

（出典 環境省『光害対策ガイドライン』令和３年３月改訂版）

管見によれば東京では八王子市、三鷹市、東久留米市、中央区が光害防止を目的とした規定を制定し良好な光環境の形成に努めている。府中市では第1次府中市環境基本計画第5章「環境施策の各主体の行動」、基本目標5「健康で安全に暮らせるまち」、個別目標(10)「光害その他新たな公害問題への対応」に光害の防止対策を規定している。

提案者のインタビュー調査では農地への街路灯の侵入光による作物の生育異常を訴える声が複数あったこと、東京農工大学農学部園芸学研究者から植物への人工光の影響に係る知見の情報を得たこと、近隣住民から浴室への侵入光やベランダ洗濯物のライトアップの現状を聴取したこと、近隣住民から深夜0時頃にもかかわらず旧甲州街道沿い高安寺周

辺の商店街灯が点灯していることを聴取したこと、近隣住民から自宅前のコンビニの店内照明が眩しいので深夜帯はブラインドで一部を遮光してほしいとの声を聴取したこと、府中駅近くのパチンコ店、居酒屋のデジタルサイネージが眩しくて歩行者が見えづらいことを聴取したことなどがある。

府中市市環境政策課は、2026(令和8)年7月『府中の環境 ―令和6年度事業報告書―』を公表し、あらためて光害対策に取り組む姿勢を以下のとおり示している。

本市においては、環境省「光害対策ガイドライン」の考え方を踏まえ、防犯性や安全性の確保に十分配慮しつつ、公共施設や道路照明等の整備及び維持管理に当たり、上方への漏れ光の抑制、照射方向の適正化、必要最小限の明るさの確保、色温度への配慮、点灯時間の見直し等、光害の防止に配慮した照明設備の導入を推進します。

あわせて、市民及び事業者に対しては、屋外照明や看板照明の適切な点灯時間の管理や不要時の消灯等について普及啓発を行い、地域における良好な夜間環境の保全及び省エネルギーの推進に向けた取組を進めていきます。

市環境政策課の光害防止への並々ならぬ意欲が結実するよう職員を応援すべきとの認識である。

5 光環境の動向

全国的に、電力消費量の削減を主目的として、防犯灯や街路灯をLED化する取組が進んでいる。LED化により、電気代や管理費用が削減されるだけでなく、地域の明るさ(照度)が増したことで、住民から安心感が高くなったと評価された場合もある。その一方で、照明設計の検討が不十分な場合は、必要以上の明るさやまぶしさを引き起こしてしまい、光害となる可能性もある。屋外広告物等においても同様に、必要以上の明るさやまぶしさ、さらには動きや点滅、派手な光色等が光害となる可能性がある。

LED化によって地域が明るくなる傾向は世界的にも見られ、期待したほどの省エネルギー化が進まずに、より夜の明るさの増加を引き起こしているとの指摘もある。

東京の山手線エリアを中心とした領域(約400km²)からの上空への放射光強度の推移を見ると、平均2～3%/年で増加傾向にあることがわかる。

また、このような夜の明るさの増加傾向は、上方への放射光の絶対量は少ないものの、都心部だけでなく郊外においても見られる。

また、近年LED照明の普及やそれに伴う照明技術の発展により、地方公共団体や民間企業による景観照明の活用が増加している(サクラ、ケヤキのライトアップ等)。従来の夜間に構造物等を照らすだけのライトアップから、動的制御や有彩色光を用いたライトアップなど、手法の高度化・多様化も進んでいる。

景観照明を設置する際にも、光害を最小限に抑える必要があり、環境保全・省エネルギーの実現と両立することが重要である。過度な、あるいは周辺への配慮に欠けた景観照明は、近隣住民への不快感や夜間景観の悪化、また、生態系への悪影響や天体観測の支障を引き起こす可能性がある。

(参考 環境省『光害対策ガイドライン』令和３年３月改訂版)

6 屋外照明による環境影響

(1) 人への影響

1) 快適性への影響

快適性への影響として、屋外照明による住居内への侵入光により居住者の安眠や、プライバシーを阻害することなどがあげられる。また、ビルや店舗、ショーウィンドからの漏れ光や映像表示装置（デジタルサイネージ等）が歩行者にグレア等による不快感を与えることがある。

【事例】

住居の隣にコインパーキングが新設され、敷地内を照らす LED 照明が設置された。その光が窓から侵入し、一晩中室内が明るく照らされるため、落ち着いて眠ることができない。

2) 安全性への影響

屋外照明の選定・設置が不適切な場合、照明領域に適切な照度が得られなかったり、見えにくさや不快感を伴うグレアを生じさせたりする可能性がある。これにより、安全性が損なわれることがある。

3) 概日（サーカディアン）リズムへの影響

青色光は、概日リズムに影響を及ぼすことが報告されている。概日リズムを適切に調整するためには、青色光を含む高照度の光は主に朝から昼過ぎまでに浴び、夕方以降は青色光への曝露、並びに浴びる光の量を極力抑えるのが望ましい。

青色光の人への影響については、屋内照明を対象に研究したものが多い。しかし、夕方以降に点灯される屋外照明についても、人の概日リズムに影響を及ぼす可能性があることを考えると、青色光の抑制を検討する必要がある。

(2) 動植物への影響

人工光は、動植物に様々な形で影響を及ぼす。その程度は対象の動植物の種類と環境条件や季節等によって千差万別であり、個々の地域に応じた対策が必要となる。重要なことは、一つの環境で生息・繁茂している種類の異なる動植物の間には極めて複雑な、食餌・寄生などの交絡関係があること、遠隔の場所から人工光で誘引されて飛来する昆虫などと交絡関係にある動植物も存在することである。したがって、照明設備周辺に特に保護すべき動植物が生息していない場合や、特定の種への影響の程度が未知の場合でも、人工光に

よる影響をできるだけ抑制することが重要である。

1) 動物への影響

一般に、屋外照明からその周辺に漏れる光は、夜間における動物の生態、捕食活動、繁殖活動等に変化を生じさせる。例えば、ウミガメや渡り鳥のように月や星の明かりを頼りに行動している動物への影響がある。ウミガメの事例では、砂浜を照らす照明により、ウミガメが産卵のための上陸を避けたり、稚ガメが海の方を間違えたり、海にたどり着けず死んでしまうことなどが報告されている。

このように動物の行動に直接的な影響を与える他に、生態に影響を与えてしまう事例も多く報告されている。明るさが同じであっても波長によって影響が異なるため、動物の生息域への漏れ光の抑制や、光色の検討を行うことが重要である。以下に主な動物への影響の例を紹介する。

① 昆虫類

昆虫類には、蛾類のように光に誘引される走光性の種と、ホタル類のように光を避ける背光性の種がある。屋外照明の設置場所の周囲に水田、山林、河川、湖沼などがある場合、走光性・背光性をもつ昆虫の生息域に光が照射されることで、繁殖活動や生息数に影響を与える可能性がある。そのため、漏れ光の抑制や昆虫の誘引特性が高い波長を含まない照明器具を使用する等の対策が必要である。

【光害と蛾類】

光害の影響を受ける夜行性の動物の代表として、蛾類が挙げられる。光の波長や蛾の種類によって影響の程度に違いがあるものの、生殖機能への影響などが数多く報告されている。

また、蛾類は生態系の中で夜間送粉者としての役割を果たしているため、蛾類の生息数の減少や活動の抑制は、生態系全体へ影響を及ぼすと考えられる。

② 哺乳類・両生類・爬虫類・鳥類

哺乳類・両生類・爬虫類・鳥類には、タヌキやコウモリなどのように夜行性のものがあり、それらの生息域が屋外照明によって影響を受けることがある。また、哺乳類・両生類・爬虫類・鳥類は、走光性をもつ昆虫類などを餌として求めるものも多い。そのため、屋外照明により昆虫類の生息域が変化することで、哺乳類・両生類・爬虫類・鳥類の生態系にも影響が及ぶ可能性がある。

③ 魚類

魚類にも、走光性を持つ種と背光性を持つ種がある。光放射の日長変動は、魚類の繁殖や種々の生理作用に影響を及ぼすが、養殖ではなく自由に移動できる野生のものについては、その影響があまりわかっていない。

④ 家畜

不適切な屋外照明が生殖機能の低下や異常行動を引き起こすことがあると言われている。周辺に家畜が存在する場合は、習性に配慮した照明の設計を行う必要がある。

2) 植物への影響

植物は光合成や花芽形成等において屋外照明の影響を受け、生育・開花・結実等が過度に促進されたり、抑制されたりすることがある。植物への影響についても、波長によって影響が異なる。そのため、植物の生息域への漏れ光の抑制や、光色の検討を行うことが重要である。

① 野生植物

屋外照明は植物の生理生態に影響を及ぼす可能性がある。特に、光合成と成長などの栄養生理への影響と生物季節の影響、短日植物や長日植物の花芽形成への影響、受粉のための訪花昆虫への影響など、様々な報告がなされている。また、都市内に植えられている街路樹等でも、樹種により度合いは異なるが、屋外照明による影響が報告されている。景観照明を含む屋外照明を設置する際は、周囲の植物の種類等を考慮し、光の波長や強度、点灯する季節・時間帯などを十分に検討する必要がある。

② 農作物

農作物に対する人工光の影響としては、イネやハウレンソウ等への影響が知られている。イネは短日植物であり、屋外照明によって出穂遅延が生じ、その影響が最も強く現れるのは、出穂前の 20～40 日の期間であるといわれている。そのため、屋外照明の周辺でイネが栽培されている場合には、照明器具の設置方法や点灯時間に注意が必要である。

【光害と農作物】

光害によるイネやハウレンソウの出穂遅延、収穫量の減少及び品質の低下が報告されている。イネ（品種コシヒカリ）の場合、5 lx 以上の照度の夜間照明で出穂遅延が顕著にみられるとされている。また、収穫量に影響が出ない出穂遅延は 3 日以内とされているが、夜間に LED 照明をイネ（品種コシヒカリ）に照射し、出穂遅延日数を調査した研究では、5 lx で約 13 日の遅延がみられた。しかし、イネの出穂遅延は種により原因となる波長が異なるため、農作物の種ごとに影響、対策を検討する必要がある。

（出典 環境省『光害対策ガイドライン』令和 3 年 3 月改訂版）

7 国の施策

環境省は 1998 年に屋外照明の適正化等により、良好な光環境の形成を図り地球温暖化防止に資することを目的に「光害対策ガイドライン」を策定した。また、光害防止に対する社会的要請の高まりを受け、2006 年「光害対策ガイドライン改訂版」を作成した。近年、国際的にも光害対策が進んでいる。切替えが急速に進んでいる LED 照明は適切に使うことでより良好な光環境を形成することができるとともに、省エネルギー効果が高いことから、地球温暖化対策の観点からも持続性を高める要素となる。一方、これまでの照明とは異なる特徴があることから、光害防止のため導入の際には留意が必要な状況にある。これらを踏まえ、良好な光環境の形成を推進するため、光害の防止対策等について見直しを行い、2021 年に光害対策ガイドラインを改訂した。

8 先進自治体の施策(例)

(1) 中央区は 2023 年、区民要望に基づき直営で中央区光害防止指導要綱を制定した。

デジタルサイネージを活用した動画による屋外広告物や LED 照明など、新たな光源を使用した屋外照明が発する光が原因で不眠や頭痛などの健康被害や生活環境の悪化などの区民からの訴えが増加した。このことから、屋外照明の設置および運用について環境省が「光害対策ガイドライン」で示した基準の遵守に向けたルールを作り、当該ルールを徹底することで、区民等が快適に暮らし、または過ごすことができる環境確保の実現を図っている。

(2) 三鷹市では光害防止指導指針を直営で策定し、ホームページへの光害防止啓発記事の掲載、街路灯所管課等職員への周知、光害防止対策を実施する事業者への当該経費の融資を受ける際の利子補給などを実施している。

9 ヒアリングの結果

(1) 府中市農業委員会事務局(クヌギザワ、ハスミ)

農業者から、街路灯やネオンサインなどの夜間照明からの人工光による作物の生育異常等の情報はあのかとの問いに対し

「これまでも複数の農業者から情報が入っている。5 月 21 日開催の農業委員会では会長から、「街路灯など夜間照明からの人工光による作物の生育異常等があったら報告してほしい」との質問が各委員へあった。委員から「稲等の育ちが悪くなったとの回答があった。農地に接して道路が築造され街路灯が設置された。街路灯の光が農地に入ってきたので街路灯の一部を撤去したり、灯具に遮蔽板を取り付けるなどの措置を求めた」と回答があった。

これらについて光害対策所管課へ情報提供したかとの問いに対し、

「していない」と回答があった。

(2) 府中市農業委員会会長

街路灯等の人工光によると思われる農作物への影響はどうかとの問いに対し、

「野菜だけではなく梨などの果実への被害のある」と回答があった。

(3) 府中市商店街灯電気料補助金所管係長

商店街が設置している街路灯の光害防止の対策はどのようにしているかの問いに対し、
「していない」と回答があった。

府中市商店街装飾街路灯等電気料補助金交付にあたり商店街灯の点灯時間の制限は有るかの問いに対し、

「ない」と回答があった。

府中市商店街装飾街路灯等電気料補助金の交付率はいくらかの問いに対し、

「同補助金交付要綱別表(第 3 条)のとおり」と回答があった。

街路灯 LED を用いるもの 総額の 95 / 100 以内

水銀灯その他の LED 照明器具以外を用いるものでその電力が 600ワット以下のもの

アーチ 総額の 1 / 2 以内

アーケード 総額の 1 / 2 以内

(4) 東京農工大学本町実習農場教員

イネは人工光に影響を受けるとの知見を聴取した。

(5) 東京農工大学農学研究院生物生産科学部門 鈴木 栄准教授

夜間の人工光は植物の成長に影響する。電照キクがそれを利用したものである。ほうれん草は成育異常が生じる。ほうれん草の研究は数十年前から報告され、抽だい(花茎の伸長)や開花が促進される。小松菜は大きくなってしまう。LED は光量が多いこと、その強さに問題がある。光害から農地を守るには照明に遮蔽板を取り付けるなどの方法が考えられる。

(6) 東京都中央区

区内にいわゆるタワーマンションをはじめとする住居が増え商業施設の屋外照明のグレア、侵入光による生活環境の悪化を訴える区民が増加した。

(7) 三鷹市

天文台があるから光害対策に取り組むと思われるが、光害対策に取り組む目的は市民の生活環境を守るためである。

(8) 府中市本町の農業者

畑に沿って 3 基の街路灯があり畑に街路灯の光が入るので、市役所へ連絡したらそのうちの中央の 1 基に光が畑にはいらないよう板を付けてくれた。しかし、残りの 2 基からの光が畑に入り状況は変わらない。畑に街路灯の光が入ると早い時期に葉物野菜に臺(とう)が立ってしまう。

10 光害研究の知見

論文検索サイト CiNii によりキーワード「光害」で検索すると 324 件の論文がヒットする。そのうちの一部を以下に記す。なお、環境省『光害対策ガイドライン』令和 3 年 3 月改訂版が引用している論文と一部重複する。

(1) 森脇優介・優磨正秀(2021)「光害と LED 照明が動植物に与える影響」『環境技術』50(5),276-280.

「LED に照らされた区画では、バッタ類の観察数が LED に照らされていない区画に比べて 70~80%減少したり、蛾類の摂食頻度を減少させる」「夜間に LED 照明をコシヒカリに証左した区画は、照度 5 lx で約 13 日の遅延が見られた」

(2) 本間研一・橋本聡子・本間さと(1998)「人工照明とヒトの生物時計」『日生氣誌』35(1), 21-24.

「生物時計が光によって調節されているので、不適切な光照射は生物時計の機能を

損なうことになる」

- (3) 魚住拓司(2003)「屋外照明と建物からの光害」『照明学会誌』87(9), 734-737.

「鹿嶋市など6自治体で実施した調査では、以前から設置されていた丸グローブタイプの街路灯から、「光害対策ガイドライン」に沿った照明器具に改修し、改修による省エネなどの効果を定量的に評価した。街路灯の上方光束を抑制したものでは57%の省エネルギー効果があった」

「ビル内で使用されている全照明電力のうち、窓外及び天空に漏れている電力の比率を求めたところ、例えばAビルでは、ビル内の全照明電力のうち、5.3%が窓外へ、2.7%が天球に放出していると推測できる」

- (4) 大場信義(2002)「ホテル類の光コミュニケーションと夜間照明」『環動昆』13(2), 67-76.

「夜間照明はホテルなどの夜間性昆虫に様々な形で影響し、特に雌雄間の光コミュニケーションを攪乱する。この事態が進行し続けると交尾行動に至らず、繁殖できなくなることが予想され、生息環境を保全しても夜間照明を配慮しない限りホテルは次々に姿を消していくことになる。」

- (5) 高尾保之(2004)「夜間照明による野菜への影響」『照明学会誌』88(6), 330-335.

「街路灯などの夜間照明では、照射される面の照度が概ね30~40 lx以下で、この明るさは植物の閾値照度が十分に接触しうるものである。その結果、短日植物では花芽分化や開花が遅れ、長日植物では逆に促進することになる。この開花の早晩が野菜の生育や収量、そして収穫時期に影響を及ぼし、光害の被害となってあらわれてくる」

- (6) 橋本亜矢子・斉藤庸平(2004)「アメリカフウ街路樹における部分紅葉・落葉現象におよぼす道路夜間照明の影響」『ランドスケープ研究』67(5), 465-468.

「アメリカフウの観測街路では、9本の照明灯に隣接する全ての樹木において、樹冠の中でも光源に近い部分で、紅葉や落葉が遅れる現象がみられた。」「落葉は成育に不利な時期に備えた樹木の一種の生存戦略であり、この時期が人為的に狂わされれば、樹勢が低下する可能性がある。」

11 情報公開等請求の結果

- (1) 八王子市（令和3年（2021年）6月30日付3八環環収第186号）

- (2) 武蔵野市（令和3年6月22日付3武環環第105号）

- (3) 三鷹市（令和3年6月16日付3生環第138号）

- (4) 渋谷区（情報提供）

- (5) 上記（1）から（4）により得た回答に記されていたもの一部を以下に示す。

・街路灯がLEDに変わり眩しい。

・商店街が商店街灯をLEDに変えたため集合住宅2階の住民から、明るすぎて寝られな

いとの意見があった。

- ・看板の照明が眩しい。
- ・街路灯の光が自宅に向き光が入ってくる。
- ・街路灯が自宅2階窓と同じ高さにあり眩しい。
- ・街路灯の光で野菜の生育に影響が出ている。
- ・自宅前の街路灯がオレンジ色から白く光っていて眩しい。
- ・街路灯の光で並木の葉が枯れている。
- ・街路灯が眩しいのでカバーをしてほしい。
- ・トランクルームの白い大きな看板が夜通し光をはっしており非常に眩しくて眠れない。
- ・自宅隣りのコインパーキングの照明が眩しくて困っている。

12 防犯対策との関係

警察庁

令和2年3月17日付警察庁丙生企発第38号警察庁生活安全局長通知

「(別紙1) 道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」
に「光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度を確保すること」と明記されている。

13 道路交通対策との関係

国土交通省「道路照明施設設置基準」

グレア、漏れ光について規定している。

【 付 言 】

これまで述べてきたとおり、市環境政策課は『府中の環境 ―平成15年度事業報告書一』に記載された光害の項目の文章を変えることなくその後20有余年続いてきた。

1 この原因を考える目的で行政情報開示請求等を行い以下のとおり回答を得た。

(1) 令和8年5月11日付8府協広公第11号の2

(公文書の件名)

府中市環境政策課職員の人事異動及び課内担当替え等に伴う事務引継ぎにかかる文書(名称を問わず)に「光害」の文言が記載されているもの。(保存年限に限らず現存するもの)

(回答・その理由)

不開示

請求に係る文書が存在しないため

(2) 令和8年5月22日付8府協広公第21号の2

(公文書の件名)

府中市環境政策課職員の事務の分担について光害が記されているもの。(名称を問ひませ

ん。保存年限に限らず現存するもの)

(回答・その理由)

不開示

請求に係る文書が存在しないため

(3) 令和8年6月5日付8府協広公第33号の2

(公文書の件名)

府中市環境政策課が公表している「府中の環境 ―〇〇年度報告書―」のうち下記に示すものの光害に関する事項では「市では、現在、対策等が進んでいませんが、関係部署と連携し照明機器の設置状況や周辺への影響などを調査し」と記されています。この調査結果を開示してください。該当年度は下記に記すものです。平成15年度報告書～令和元年度報告書

(回答・その理由)

不開示

請求に係る文書が存在しないため

(4) 令和8年6月15日付8府協広公第43号の2

(公文書の件名)

府中市では、「人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物に悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策の小エネルギーの観点からも対応が求められている、防犯面や安全面について配慮しながら照明設備の整備の際は光害の対策を進めるとともに光害に配慮した照明設備の管理」を実現することを目的に事業者(市長部局、各行政委員会を含む)、市民に対して環境省「光害対策ガイドライン」の周知をしていることがわかるものをご開示ください。

(回答・その理由)

不開示

請求に係る文書が存在しないため

(5) 令和8年6月29日付8府協広公第61号の2

(公文書の件名)

府中市環境対策課において、光害を含む環境政策課の所掌事務で未達成、未着手、先送り等いわゆる「予定していたができなかったこと」について、環境政策課長、同課各係長が人事異動により交代する際に後任の者に事務の引継ぎのあめに作成される事務の引継ぎに係る文書等にいわゆる「予定していたができなかったこと」を記していることがわかるもの。

なお、「府中市景観ガイドライン」を除く。

(回答・その理由)

不開示

請求に係る文書が存在しないため

(6) 府中市職員課人事係への電話調査(2026 年 7 月 16 日)

府中市では人事異動の際に作成する引継書に前任者が未達成、未着手、先送り等いわゆる「予定していたができなかったこと」を記す欄があるかとの問いに対し、「ない」との回答を得た。

府中市では人事異動の際に作成する引継書に前任者が未達成、未着手、先送り等いわゆる「予定していたができなかったこと」を記す規定はあるかとの問いに対し、「ない」との回答を得た。

2 回答から考えられる原因

環境政策課の事務、事業、懸案課題が記されている『府中の環境 一事業報告書一』に記載されている事項のうちとりわけ懸案課題については、同課職員の職務の分担表等に明記しなければ責任を明確にすることができない。これが懸案課題が放置され続けてきた原因の一つと考えられる。

人事異動時に作成する引継書に未達成、未着手、先送り等いわゆる「予定していたができなかったこと」を記入する欄が無いこと、それを記述する規定が無いことが原因の一つと考えられる。

光害ではなく他の懸案課題であるならば、引継書にそれを記されていたことが考えられる。